

「一般債の発行に係る業務処理要領」の一部改正について

保振社振 19 第 1 号

平成 19 年 4 月 2 日

株式会社 証券保管振替機構

1. 改正の趣旨

公募事業債（社債申込証が存在せず、かつ、単独の引受証券会社名義で社債の総額が新規記録されるものを除く。以下同じ。）に係る発行条件の決定は、社債申込証の授受に係る実務を踏まえて払込日の 7 営業日前の日までになされることと定めているが、今般、発行代理人及び引受証券会社における当該実務の安定化並びに発行者の発行条件決定日から払込日までの期間短縮の要望を勘案し、別紙のとおり「一般債の発行に係る業務処理要領」の一部を改正することとする。

2. 改正の概要

(1) 公募事業債に係る発行条件の決定について

公募事業債に係る発行条件の決定は、払込日の 4 営業日前の日までになされることとする。

(2) その他

その他、所要の改正を行う。

3. 施行日

平成 19 年 4 月 2 日から施行する。

以 上